1. 水　利　用
2. 河川・海岸の管理

## 1. 水利用

1985年の水の使用実績は、都市用水が307億m³(うち生活用水が151億m³、工業用水が156億m³)、農業用水が585億m³と推定されている。生活用水の使用量の伸び率は、1965～1975年に6.9%(年平均)であったものが、1975～1985年には1.9%(年平均)と鈍化しており、水道普及率が高水準に達したことや水使用の合理化が進んだことなどを反映している。工業用水(淡水補給量)も回収水の利用、産業構造の変化などにより1970年代半ば以後にはほぼ横ばいとなっている。農業用水は、水田面積は減少しているものの、水田の整備の進展により単位用水量が増加することなどから微増である。

これらの水源は、主に河川水と地下水であるが、水需要の増加に対応してダム等による水資源の開発が行われ、1987年3月までに貯水容量100万m³以上のダム等の水資源開発施設による都市用水開発量は年間111億m³に達している。地下水は年間90億m³程度と推定されている。この他にも下水・産業廃水の再生利用、海水の淡水化、雨水の利用なども行われている。

〔凡例と作図の要点〕

有効貯水量200万m³以下のダムは表示しなかった。

水路は、河川の流路とは別に用水路として建設されたものをいう。

〔主な資料〕

1. 建設省，流量年表(昭和51～60年)
2. 通商産業省，農林水産省，建設省資料，1985
3. 厚生省，水道統計(昭和61年度)
4. 日本ダム協会，ダム年鑑1988
5. 建設省，河川現況調査(昭和61年度)
6. 国土庁，国土利用白書(平成元年版)

## 2. 河川・海岸の管理

我が国の河川のほとんどは河川法(昭和39年法律第167号)によって管理されている。河川法は河川を1級河川と2級河川に分けている。1級河川は建設大臣によって指定される国土保全上または国民経済上とくに重要な水系に係る河川で、1987年4月現在109水系、1万3594河川ある。2級河川は、都道府県知事によって指定される公共の利害に重要な関係のある1級河川以外の水系に係る河川で、1987年4月現在2666水系、6826河川ある。また1、2級河川以外の市町村長によって指定された河川は準用河川と呼ばれ、河川法の規定を準用することになっている。

1級河川の管理は、建設大臣によって行われるが、その管理の一部は都道府県知事によって行われる。

我が国の海岸延長は約3万4301kmで、そのうち海岸保全区域に指定する必要のある海岸(津波、高潮、波浪などの海水、または地盤の変動による被害から海岸を保護する必要のある海岸が、都道府県知事によって海岸保全区域として指定される)は46.6%で、その他は道路護岸、鉄道護岸、保安林など他の目的によって管理されている海岸または天然の海岸で国土保全上の管理を要しない海岸などである。

海岸保全区域に指定する必要のある区域のうち、すでに指定された海岸延長は約1万3437kmで、このうち海岸保全施設のある海岸延長は約9073kmである。

海岸保全区域に指定された海岸延長の省庁別所管は、1987年3月31日現在で建設省35.9%、運輸省28.2%、水産庁21.4%、農林水産省構造改善局12.7%、建設省および構造改善局の共管1.8%となっている。

海岸保全事業は海岸法(昭和31年法律第101号)に基づいて行われ、1987年度の事業費は約1690億円(建設省31.8%、運輸省39.8%、水産庁16.7%、構造改善局11.8%)で、そのうち国の実施する直轄事業は10.1%、その他は補助事業として都道府県、市町村によって実施される。

〔凡例と作図の要点〕

1級河川(建設大臣管理区間)、1級河川(知事管理区間)：河川法による指定区間外と指定区間であるが、管理の実態から指定区間外を1級河川(建設大臣管理区間)、指定区間を1級河川(知事管理区間)という名称におきかえた。

2級河川(建設大臣施工区間)：河川法施行令41条1項による区間で、2級河川であっても建設大臣が改良工事、維持または修繕を行う河川区間である。その管理は知事によって行われる。

地図の縮尺を考慮して、区間の短い河川と、小地域に多数存在する河川については、適宜取捨選択して表示した。

〔主な資料〕

1. 農林水産省，運輸省，建設省資料，1987
2. 建設省，海岸統計(昭和62年度)
3. 日本河川協会，河川便覧(昭和63年度版)

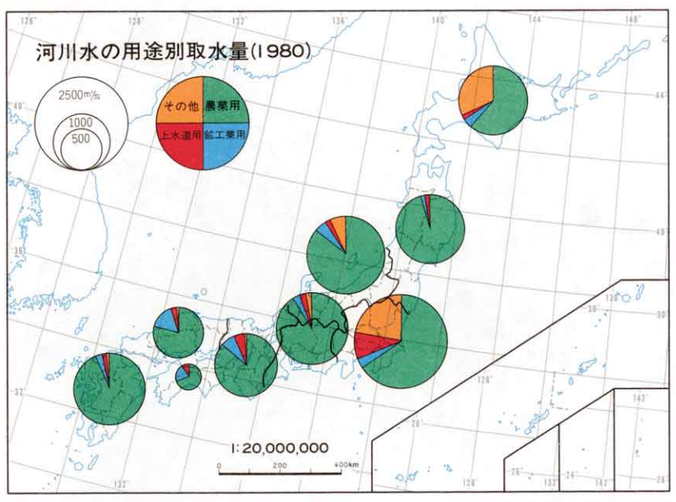


(河川現況調査から作成)

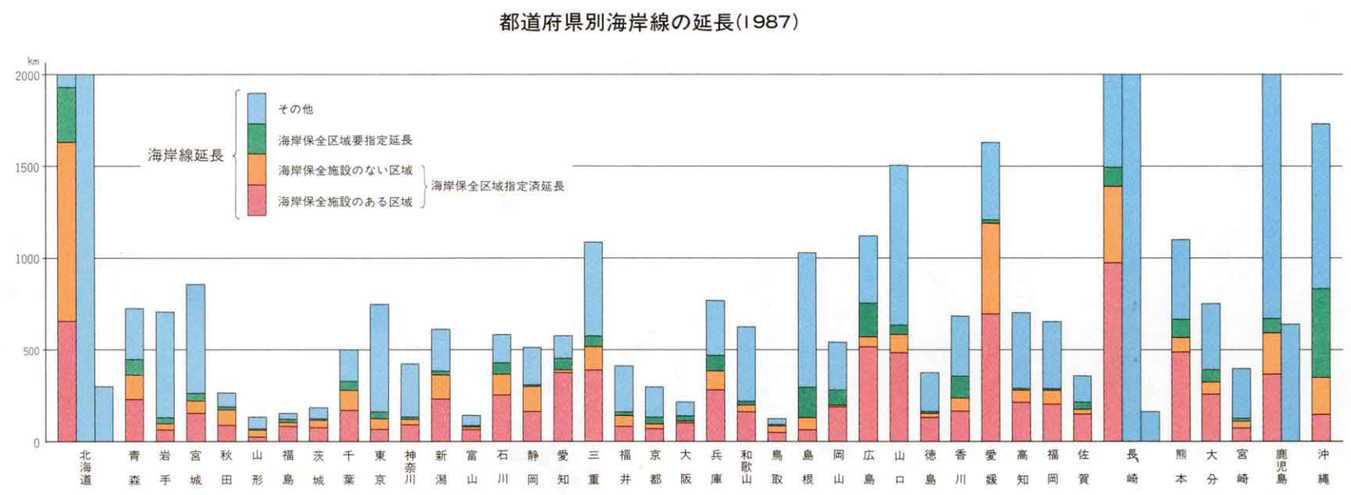


(海岸統計から作成)

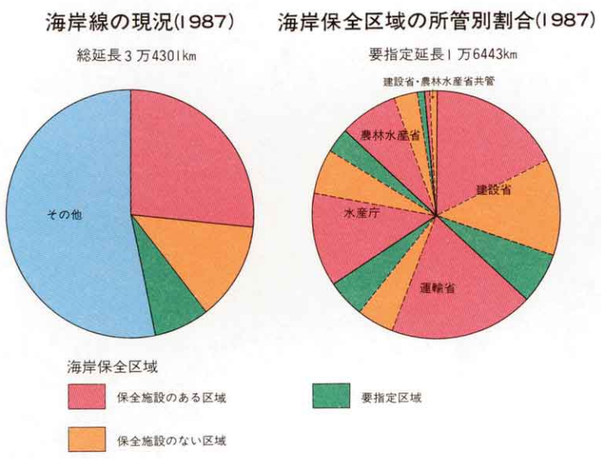


(海岸統計から作成)

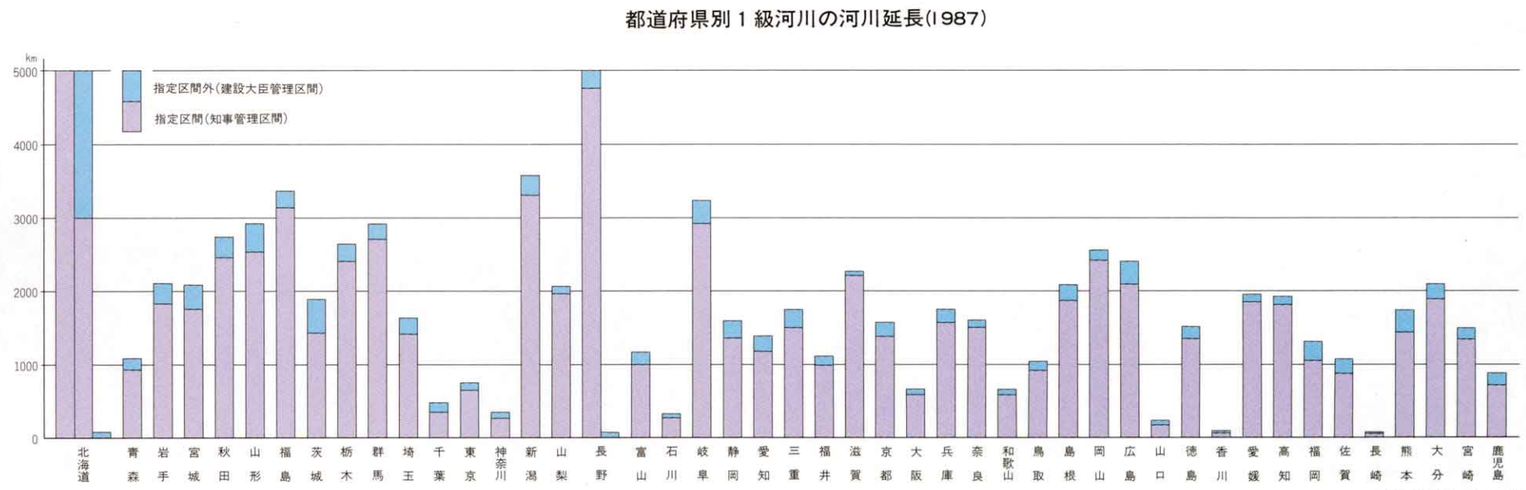


(河川便覧から作成)

16.1

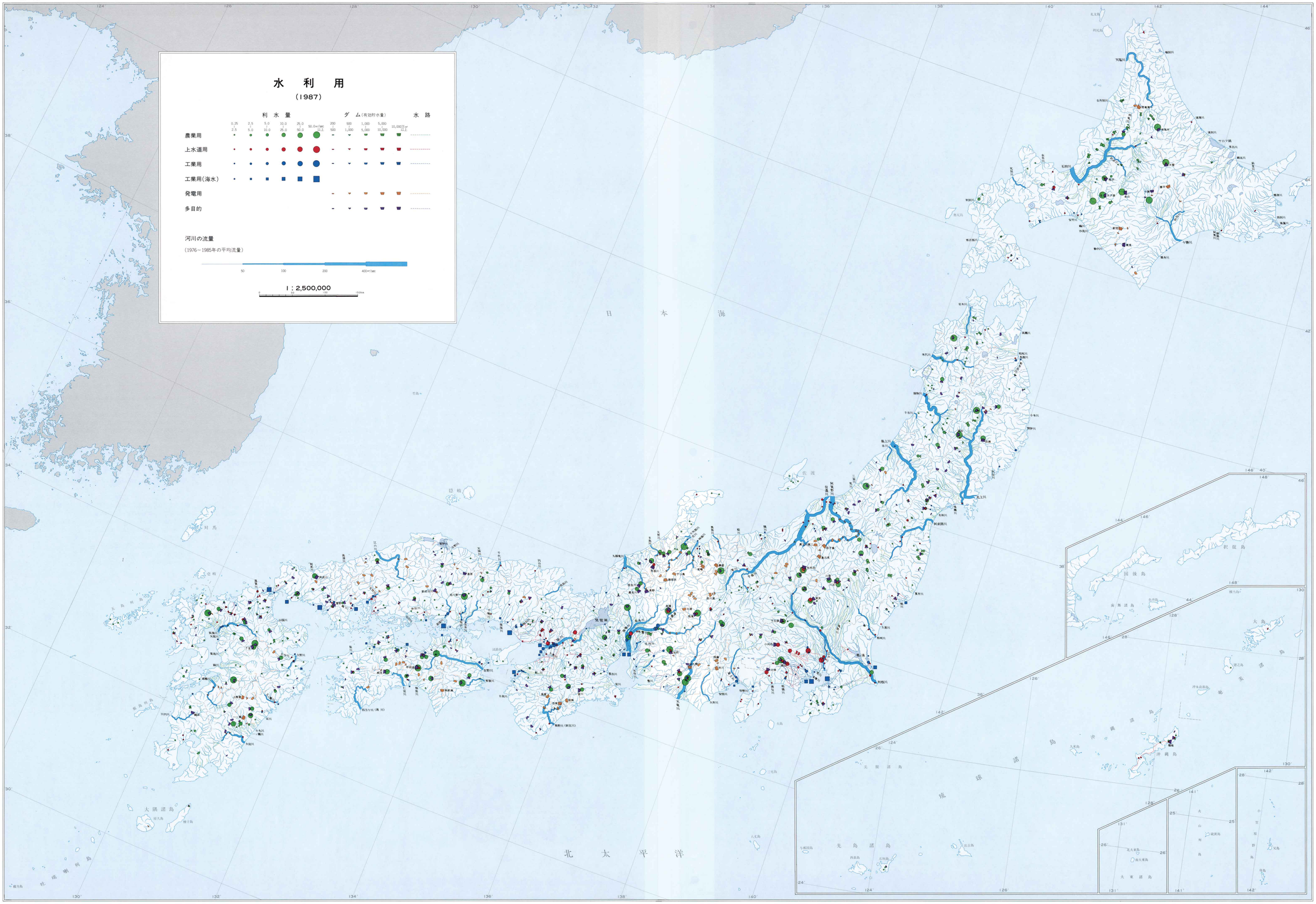
水 利 用
(1987)
利 水 量
ダ ム(有効貯水量)
水 路
0.25 2.5
2.5 5.0
5.0 10.0
10.0 25.0
25.0 50.0
50.0m³/sec 以上
200 500
500 1,000
1,000 5,000
5,000 10,000
10,000万m³ 以上
農業用
上水道用
工業用
工業用(海水)
発電用
多目的
河川の流量
(1976～1985年の平均流量)
50
100
200
400m³/sec
1：2,500,000
日 本 海
北 太 平 洋
琉 球 諸 島
沖 縄 諸 島
大 隅 諸 島
対 馬
壱 岐
佐 渡
隠 岐
択 捉 島
国 後 島
南 千 島
大 島 諸 島
先 島 諸 島
大 東 諸 島
小 笠 原 諸 島

16.1

16.2

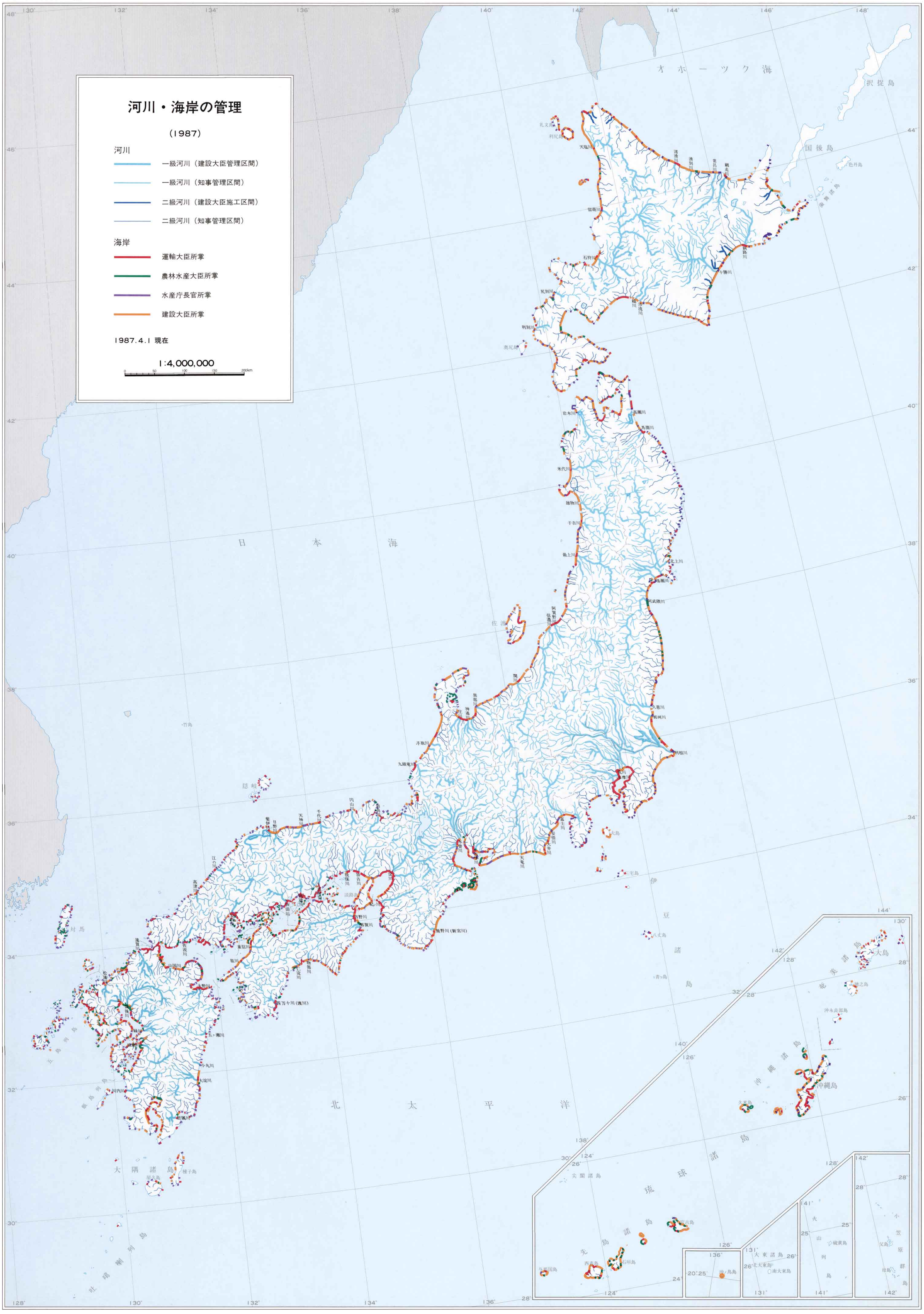
河川・海岸の管理
(1987)
河川
一級河川（建設大臣管理区間）
一級河川（知事管理区間）
二級河川（建設大臣施工区間）
二級河川（知事管理区間）
海岸
運輸大臣所掌
農林水産大臣所掌
水産庁長官所掌
建設大臣所掌
1987.4.1 現在
1:4,000,000
オホーツク海
日本海
北太平洋
択捉島
国後島
色丹島
歯舞諸島
礼文島
利尻島
奥尻島
佐渡
隠岐
竹島
対馬
五島列島
甑島列島
吐噶喇列島
大隅諸島
種子島
屋久島
淡路島
伊豆諸島
八丈島
青ヶ島
三宅島
大島
小笠原諸島
父島
母島
硫黄島
南鳥島
沖ノ鳥島
沖縄諸島
沖縄島
久米島
大東諸島
北大東島
南大東島
先島諸島
石垣島
西表島
与那国島
宮古島
尖閣諸島
天塩川
留萌川
石狩川
尻別川
利別川
岩木川
米代川
雄物川
子吉川
最上川
阿賀野川
信濃川
荒川
隅田川
多摩川
相模川
富士川
天竜川
大井川
安倍川
木曽川
淀川
紀ノ川
熊野川（新宮川）
千代川
天神川
円山川
揖保川
加古川
高津川
江の川
佐波川
重信川
肱川
吉野川
那賀川
物部川
四万十川（渡川）
大野川
五ヶ瀬川
小丸川
大淀川
川内川
球磨川
筑後川
遠賀川
松浦川
菊池川
白川
緑川
番匠川
久慈川
那珂川
利根川
荒川
多摩川
鶴見川
相模川
酒匂川
狩野川
富士川
安倍川
大井川
天竜川
九頭竜川
手取川
黒部川
神通川
庄川
信濃川
阿賀野川
阿武隈川
馬淵川
高瀬川
鳥海川
北上川
雄物川
米代川
岩木川
馬淵川
高瀬川
久慈川
那珂川
利根川
荒川
多摩川
鶴見川
相模川
酒匂川
狩野川
富士川
安倍川
大井川
天竜川
熊野川（新宮川）
紀ノ川
淀川
揖保川
加古川
千代川
天神川
円山川
日野川
柴伊川
高津川
江の川
佐波川
重信川
肱川
吉野川
那賀川
物部川
四万十川（渡川）
大野川
五ヶ瀬川
小丸川
大淀川
川内川
球磨川
筑後川
遠賀川
松浦川
菊池川
白川
緑川
番匠川